

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

告示
 家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二〇・農畜産振興課)
 家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二一・農畜産振興課)

目次

告 示

秋田県告示第二百十号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的
 ブルセラ病、結核病、ヨ一ネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オ一エスキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢及び腐蛆病の発生を予防するため
- 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病及び結核病の検査	(一) 大館市 本荘市 大曲市 鹿角市 小坂町 仁賀保町 金浦町 象潟町 矢島町 岩城町 由利町 西目町 鳥海町 東由	実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後九十日未満のもの)

ヨ一ネ病の検査	(一) 大館市 鷹巣町 比内町 森吉町 阿仁町 田代町 合川町 上小阿仁村 仁賀保町 金浦町 象潟町 岩城町 田沢湖町 協和町 仙北町 太田町	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)
伝達性海綿状脳症の検査	(二) 以外の区域	実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満のものを除く。)
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成十五年四月一日前五年間において当該疾病の検査を受けていない馬(生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。)

豚コレラ、オー エスケー病、伝 染性胃腸炎、豚 繁殖・呼吸障害 症候群及び豚流 行性下痢の検査	県内全域	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた豚
腐蛆 ^そ 病の検査	本荘市 湯沢市 鹿角市 小坂町 仁賀保町 金浦町 象潟町 矢島町 岩城町 由利町 西目町 鳥海町 東由利町 大内町 平鹿町 稲川町 雄勝町 羽後町 東成瀬村 皆瀬村	実施する区域で飼育されている蜂群 ^{はちま}

三 実施期日及び場所

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

- (一) ブルセラ病、結核病、ヨネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項に定める方法による。
- (二) 豚コレラ、オーエスケー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。
- (三) 腐蛆病^そにあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第二百一十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、監視伝染病の発生を予察するための検査を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区分	区域	領域
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	種鶏又はその候補鶏であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めたもの
ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めたもの

三 実施期日及び場所

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄